

議案第 118 号

ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する  
条例制定について

ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定する。

令和 3 年 12 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する  
条例

ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）の  
一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平  
成22年条例第2号）第18条第1項に規定する総合計画のうち基本構想の策定又  
は変更に関する事」に改め、同条各号を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(議決事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平成22年条例第2号）第18条第1項に規定する総合計画のうち基本構想の策定又は変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>定住自立圏形成協定の締結，変更又は廃止に関すること。</u></p>	<p>(議決事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、<u>ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平成22年条例第2号）第18条第1項に規定する総合計画のうち基本構想の策定又は変更に関することとする。</u></p>	